

大阪市青少年問題協議会条例

昭和 28 年 12 月 24 日
 条例第 66 号

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法(昭和 28 年法律第 83 号)第 1 条の規定に基づき、本市に市長の附属機関として大阪市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 市会議員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 学識経験者
- (4) その他市長が適当と認める者

(会長)

第 3 条 会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(専門委員)

第 5 条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員、学識経験者その他市長が適当と認める者の中から市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、会長(会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者)を含む半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(施行の細則)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 31 年 3 月 31 日条例第 12 号)

この条例は、昭和 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 42 年 3 月 1 日条例第 3 号)

この条例は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 12 月 19 日条例第 90 号)

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 4 日条例第 9 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。